

平成31年3月19日	資料1
行政歯科保健担当者研修会	

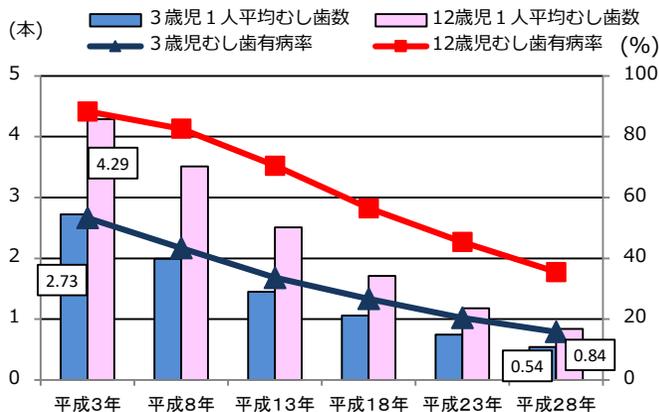
歯科口腔保健に関する最近の動向

厚生労働省医政局歯科保健課
歯科口腔保健推進室

歯科保健医療を取り巻く状況

- 小児のむし歯は減少し、また、80歳で20本以上歯を残す8020（ハチマル・ニイマル）の達成者は増加している。しかしながら、成人の約7割が歯周病に罹患し、進行した歯周病のある者の割合は改善していない。
- 成人において過去1年間に歯科検診を受けた者の割合は増加し、高齢化の進展に伴い、歯科診療所を受診する高齢者は増加している。

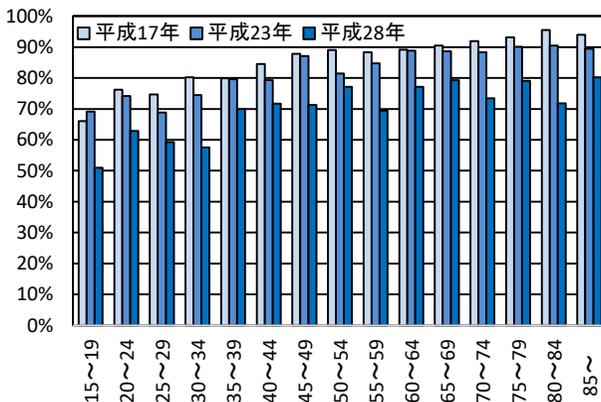
3歳児及び12歳児の一人平均むし歯数及びむし歯有病者率は年々減少。



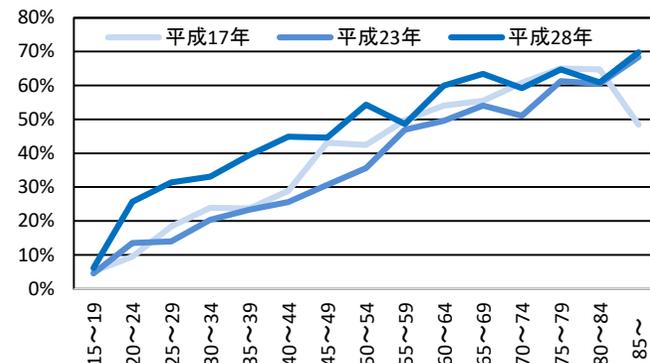
出典：3歳児：母子保健課・歯科保健課調べ、地域保健健康増進事業報告、12歳児：学校保健統計調査

成人の約7割が歯周病に罹患。歯肉に所見のある者の割合は減少しているが、進行した歯周病のある者の割合は改善していない。

【歯肉に所見のある者の割合】



【進行した歯周病のある者の割合】



出典：歯科疾患実態調査



乳幼児期



学齢期

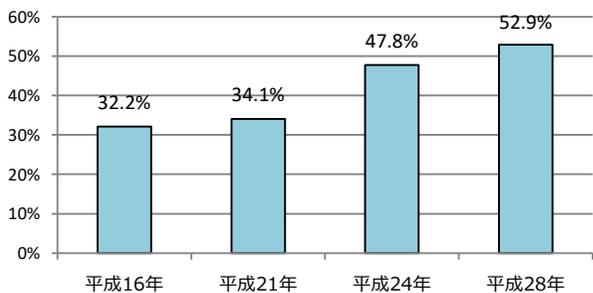


成人期



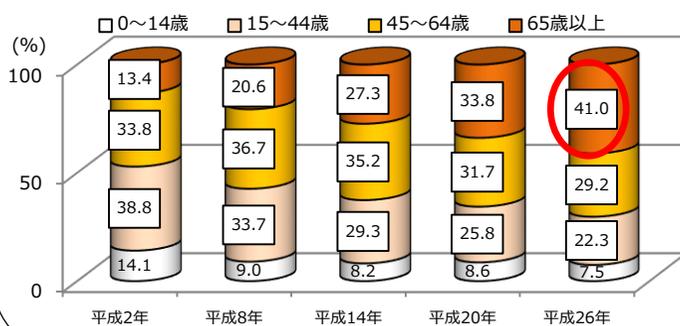
高齢期

20歳以上で過去1年間に歯科検診を受けた者の割合は増加。



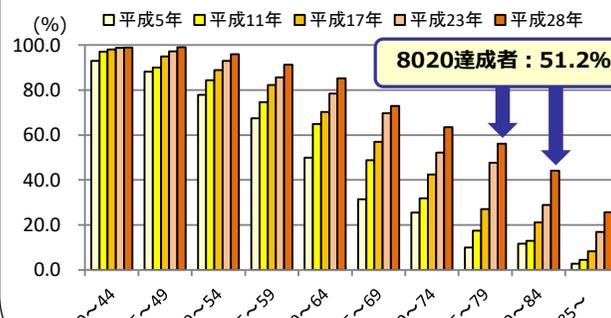
出典：国民健康・栄養調査

高齢者の歯科受診患者は増加。歯科診療所の受診患者の40%以上が65歳以上。



出典：患者調査

80歳で20本以上歯を残す8020（ハチマル・ニイマル）の達成者は増加。



8020達成者：51.2%

出典：歯科疾患実態調査

歯科口腔保健の推進に関する法律と基本的事項について

目的（第1条関係）

- ・口腔の健康は、国民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割
 - ・国民の日常生活における歯科疾患の予防に向けた取組が口腔の健康の保持に極めて有効
- 国民保健の向上に寄与するため、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持（以下「歯科口腔保健」）の推進に関する施策を総合的に推進

基本理念（第2条関係）

- ① 国民が、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進
- ② 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進
- ③ 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健を推進

責務（第3～6条関係）

- ① 国及び地方公共団体、② 歯科医師等、③ 国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者、④ 国民について、各々の責務を規定

国及び地方公共団体が講ずる施策（第7～11条関係）

- ① 歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等
- ② 定期的に歯科検診を受けること等の勧奨等
- ③ 障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策等
- ④ 歯科疾患の予防のための措置等
- ⑤ 口腔の健康に関する調査及び研究の推進等

実施体制

基本的事項の策定等（第12,13条関係）

財政上の措置等（第14条関係）

口腔保健支援センター（第15条関係）

歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の概要（平成24年7月23日厚生労働大臣告示）

【趣旨】

- ・歯科口腔保健に関する施策について、総合的な実施のための方針、目標等を定めることを目的として本基本的事項を策定

【位置づけ等】

- ・健康日本21(第2次)等と調和を保ち策定
- ・平成29年度：中間評価
- ・平成34年度：最終評価

基本方針、目標等

- ① 口腔の健康の保持・増進に関する健康格差の縮小
- ② 歯科疾患の予防
- ③ 口腔機能の維持・向上
- ④ 定期的に歯科検診等を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健
- ⑤ 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備

※②～⑤について、各々の目標・計画を達成すること等により①の実現を目指す。

都道府県、市町村の基本的事項策定

- ・都道府県及び市町村は、本基本的事項を勘案し、地域の実情に応じた基本的事項を定めるよう努める。

調査、研究に関する基本的事項

- ・調査の実施及び活用
- ・研究の推進

その他の重要事項

- ・正しい知識の普及
- ・人材確保、資質向上
- ・連携及び協力

歯科口腔保健に関する施策の推進を通じて国民保健の向上に寄与

「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」中間評価報告書（概要）

乳幼児期・
学齢期

う蝕は減少傾向だが、**う蝕有病率は高い水準**にあり、**社会経済的な要因による健康格差**が生じている。
エビデンスに基づく効果的・効率的な**ポピュレーションアプローチの推進**が必要。

成人期

歯肉炎・歯周炎を有する者の割合は改善が見られず、更なる実態把握及び対策の検討が必要。

高齢期

8020達成者が増加している一方、**齲蝕及び歯周病の有病率は増加傾向**。幅広い実態把握及びそれを踏まえた取組の検討が必要。

口腔の健康の保持・増進に関する健康格差の縮小

- 厚生労働科学研究班や専門家等の意見を参考に、健康格差の具体的な評価指標や評価手法等を定める。
- 先行研究や既存のデータを活用し、う蝕有病者率の市区町村別の地域差の推移等を追跡し、健康格差の実態に関する参考とする。
- 歯周病の有病者率や健康行動、学校におけるフッ化物洗口の実施率等をアウトカムとした地域格差や、社会経済的な要因による健康格差の実態把握に努め、**格差解消に向けエビデンスに基づく効果的な取組を推進**する。

歯科疾患の予防

- う蝕に関し、乳幼児期及び学齢期の状況は改善傾向だが、いずれのライフステージにおいても依然う蝕有病者率は高い水準にあるため、継続的な歯科疾患の予防に関する取組を検討しつつ、フッ化物の継続的な応用等、**すべての人々に効果的なう蝕予防策を推進**する。
- 歯周病に関し、傾向が変動的であり、その原因が明らかではないため、実態を正確に把握し、原因を明確にした上で最終評価を行う。
- 幼少期・学齢期から、予防への関心を高め、効果的なセルフケアや定期的なプロフェッショナルケアの促進など、**一次予防を強化するための取組を進める**とともに、原因の一つである**喫煙への対策**が重要。

生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上

- 昨今、口腔機能低下に関する重要性が広く認識されつつあることから、H34年度以降に設定すべき目標を念頭に置き、咀嚼機能等を含めた**口腔機能に関する指標・評価の検討**を進める。
- **口腔機能の維持・向上に関するポピュレーションアプローチのあり方**について、エビデンスを構築し、検討する。

定期的に歯科健診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健

- 今後さらに高齢者人口が増加していくことを踏まえ、**地域包括ケアシステムにおける効果的・効率的な歯科保健サービス**を提供する。
- 口腔内の環境の改善が全身の健康状態にも寄与することを踏まえ、要介護者等の口腔内の評価で必要な視点を整理し、口腔内の実態把握を適切に行う。
- 障害者(児)への定期的な歯科健診及び歯科医療の提供のため、国、都道府県、市区町村単位で関係部局と連携した施策・取組を推進する。

歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備

- 母子保健や高齢者保健などの関係行政分野と連携し、**ライフステージに応じた横断的な施策の取組を中長期的な視点で検討**する。
- 平成34年度以降に設定する目標の検討とあわせて、歯科健診に関するデータ収集を行うとともに、効果的・効率的に歯科疾患の一次予防を推進していくための環境整備を行う。
- 成人期以降においても、地域や職域の取組を活用し、**定期的な検診の受診促進のための取組を推進**する。
- 8020運動に続き、**国民の歯の健康づくり運動を推進していくための次期目標設定**に向け、適切な実態把握、課題の整理及びエビデンスの構築を進める。

歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の目標の見直し案等①

歯科疾患の予防における目標

(1) 乳幼児期

項目	策定時の現状	直近の実績値	目標
① 3歳児でう蝕のない者の割合の増加	77.1% (平成21年厚生労働省実施状況調べ (3歳児歯科健康診査))	83.0% (平成27年 厚生労働省実施状況調べ (3歳児歯科健康診査))	90% (平成34年度)

(2) 学齢期

項目	策定時の現状	直近の実績値	目標
① 12歳児でう蝕のない者の割合の増加	54.6% (平成23年学校保健統計調査)	64.5% (平成28年学校保健統計調査)	65% (平成34年度)
② 中学生・高校生における歯肉に炎症所見を有する者の割合の減少	25.1% (平成17年歯科疾患実態調査)	19.8% (平成28年歯科疾患実態調査)	20% (平成34年度)

(3) 成人期 (妊産婦である期間を含む。)

項目	策定時の現状	直近の実績値	目標
① 20歳代における歯肉に炎症所見を有する者の割合の減少	31.7% (平成21年国民健康・栄養調査)	27.1% (平成26年国民健康・栄養調査)	25% (平成34年度)
② 40歳代における進行した歯周炎を有する者の割合の減少	37.3% (平成17年歯科疾患実態調査)	44.7% (平成28年歯科疾患実態調査)	25% (平成34年度)
③ 40歳の未処置歯を有する者の割合の減少	40.3% (平成17年歯科疾患実態調査)	35.1% (平成28年歯科疾患実態調査)	10% (平成34年度)
④ 40歳で喪失歯のない者の割合の増加	54.1% (平成17年歯科疾患実態調査)	73.4% (平成28年歯科疾患実態調査)	75% (平成34年度)

(4) 高齢期

項目	策定時の現状	直近の実績値	目標
① 60歳の未処置歯を有する者の割合の減少	37.6% (平成17年歯科疾患実態調査)	34.4% (平成28年歯科疾患実態調査)	10% (平成34年度)
② 60歳代における進行した歯周炎を有する者の割合の減少	54.7% (平成17年歯科疾患実態調査)	62.0% (平成28年歯科疾患実態調査)	45% (平成34年度)
③ 60歳で24歯以上の自分の歯を有する者の割合の増加	60.2% (平成17年歯科疾患実態調査)	74.4% (平成28年歯科疾患実態調査)	70%→80% (案) (平成34年度)
④ 80歳で20歯以上の自分の歯を有する者の割合の増加	25.0% (平成17年歯科疾患実態調査)	51.2% (平成28年歯科疾患実態調査)	50%→60% (案) (平成34年度)

歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の目標の見直し案等②

生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上における目標

(1) 乳幼児期及び学齢期

項目	策定時の現状	直近の実績値	目標
① 3歳児で不正咬合等が認められる者の割合の減少	12.3% (平成21年厚生労働省実施状況調べ (3歳児歯科健康診査))	12.3% (平成27年厚生労働省実施状況調べ (3歳児歯科健康診査))	10% (平成34年度)

(2) 成人期及び高齢期

項目	策定時の現状	直近の実績値	目標
① 60歳代における咀嚼良好者の割合の増加	73.4% (平成21年国民健康・栄養調査)	72.6% (平成27年国民健康・栄養調査)	80% (平成34年度)

定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健における目標

(1) 障害者・障害児

項目	策定時の現状	直近の実績値	目標
① 障害者支援施設及び障害児入所施設での定期的な歯科検診実施率の増加	66.9% (平成23年厚生労働科学特別研究)	62.9% (平成28年厚生労働科学特別研究)	90% (平成34年度)

(2) 要介護高齢者

項目	策定時の現状	直近の実績値	目標
① 介護老人福祉施設及び介護老人保健施設での定期的な歯科検診実施率の増加	19.2% (平成23年厚生労働科学特別研究)	19.0% (平成28年厚生労働科学特別研究)	50% (平成34年度)

歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備における目標

項目	策定時の現状	直近の実績値	目標
① 過去1年間に歯科検診を受診した者の割合の増加	34.1% (平成21年国民健康・栄養調査)	52.9% (平成28年国民健康・栄養調査)	65% (平成34年度)
② 3歳児でう蝕がない者の割合が80%以上である都道府県の増加	6都道府県 (平成21年厚生労働省実施状況調べ (3歳児歯科健康診査))	26都道府県 (平成27年厚生労働省実施状況調べ (3歳児歯科健康診査))	23都道府県 →47都道府県(案) (平成34年度)
③ 12歳児の一人平均う歯数が1.0歯未満である都道府県の増加	7都道府県 (平成23年学校保健統計調査)	28都道府県 (平成28年学校保健統計調査)	28都道府県 →47都道府県(案) (平成34年度)
④ 歯科口腔保健の推進に関する条例を制定している都道府県の増加	26都道府県 (平成24年厚生労働省歯科保健課調べ)	43都道府県 (平成29年厚生労働省歯科保健課調べ)	36都道府県 →47都道府県(案) (平成34年度)

歯科医師の資質向上等に関する検討会

座長：江藤 一洋（医療系大学間共用試験実施評価機構副理事長）

＜趣旨＞小児のう蝕罹患率の低下や8020達成者の増加、高齢化の進展に伴う歯科医療機関を受診する患者像の高齢化・多様化等の状況に鑑み、国民のニーズに基づき質の高い歯科医療を提供すること等を目的として、歯科医師の資質向上等に関する事項について総合的に議論を行う。

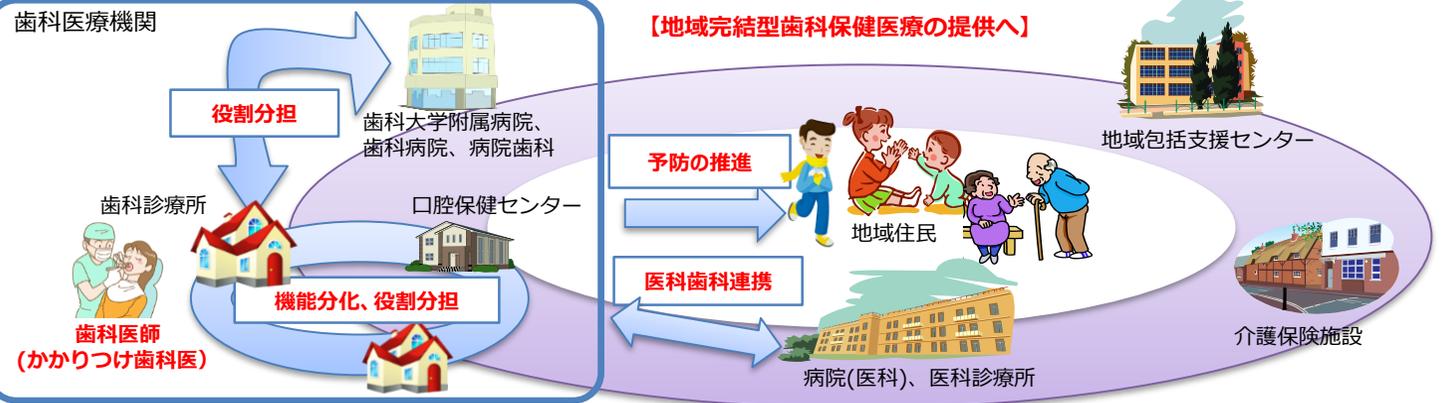
＜検討会の経過＞

- 平成27年1月に第1回歯科医師の資質向上等に関する検討会を開催 歯科保健医療ビジョン提言まで合計9回開催
 - ・歯科医師の需給問題に関するワーキンググループ 5回開催
 - ・女性歯科医師の活躍に関するワーキンググループ 4回開催
 - ・歯科医療の専門性に関するワーキンググループ 5回開催
- 平成29年12月25日 中間報告書として、「**歯科保健医療ビジョン**」を提言

歯科保健医療ビジョン

高齢化の進展や歯科保健医療の需要の変化を踏まえた、これからの歯科保健医療の提供体制について、歯科医療従事者等が目指すべき姿を提言したものの。

歯科保健医療の需要と提供体制の目指すべき姿（イメージ図）



「歯科保健医療ビジョン」より

あるべき歯科医師像と
かかりつけ歯科医の機能・役割

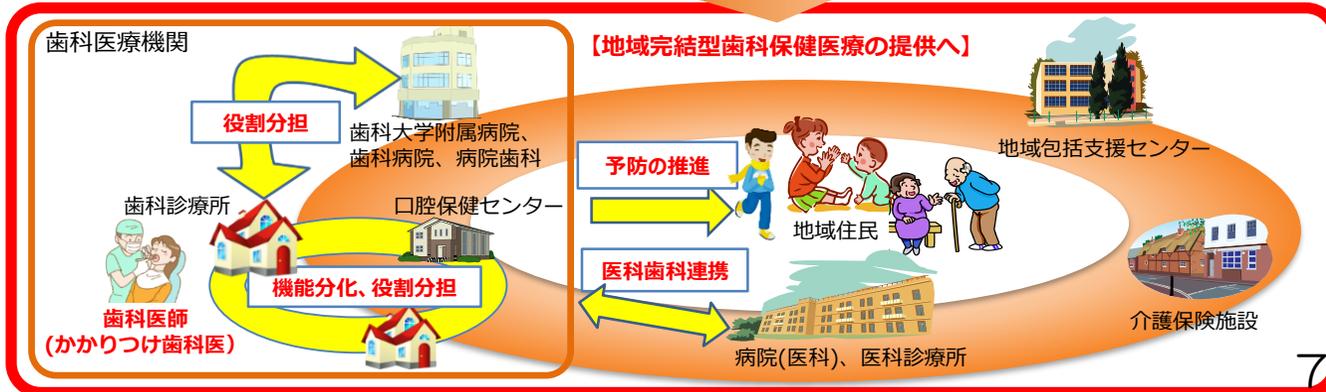
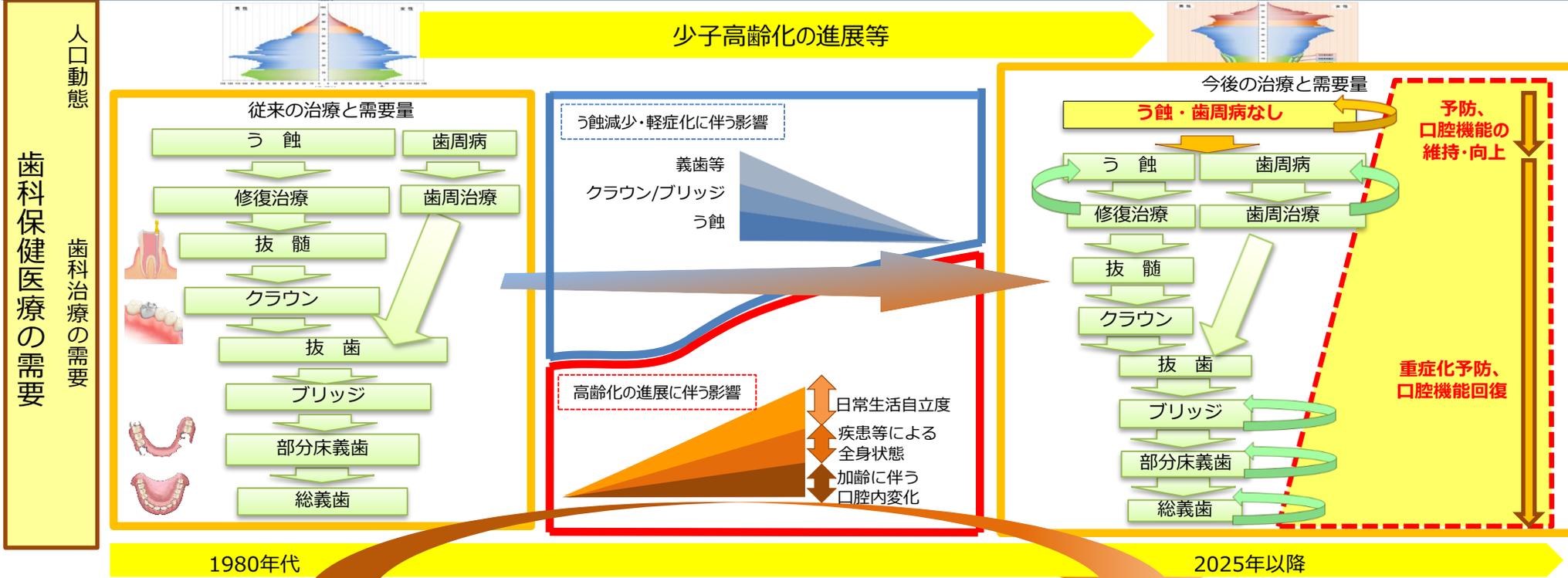
具体的な医科歯科連携方策と
歯科疾患予防策

地域包括ケアシステムにおける
歯科医療機関等の役割

歯科保健医療の需要と提供体制の目指すべき姿（イメージ図）

「歯科保健医療ビジョン」より

- ・歯科保健医療の需要は、人口動態や歯科治療の需要の変化等に左右され、今後は、口腔機能の維持・向上や回復、疾患等の予防、重症化予防に対する需要が増加する。
- ・こうした需要の変化に対応するため、各地域において歯科医療機関の役割の明示・分担を図るとともに、他職種や他分野との連携体制の構築などが求められる。また、歯科医療従事者は、こうした変化を認識し、歯科保健医療を提供していくことが必要とされる。



「歯科医師の資質向上等に関する検討会」中間報告書（概要）～「歯科保健医療ビジョン」の提言～

歯科保健医療ビジョン

高齢化の進展や歯科保健医療の需要の変化を踏まえた、これからの歯科保健医療の提供体制の目指すべき姿について、歯科医療従事者、医師等を含めた医療従事者、そして国民全体に向けて発信する。

今後の歯科保健医療の需要

- ・今後の人口動態（2025年には団塊の世代が75歳を迎え、その後、高齢者人口は2040年頃をピークに減少）に大きく影響を受ける。
- ・高齢者は、日常生活自立度や疾患等による全身状態、加齢に伴う口腔内変化の状況等が様々であり、歯科保健医療を提供する場所や治療内容等が多岐にわたる。
- ・今後は従来の歯の形態回復に特化した治療の需要は減少し、機能回復や歯科疾患等の予防に対する需要が増加することが予想される。
- ・各ライフステージにおいて必要な歯科保健医療の例として下記が考えられる。
 - 小児：う蝕等の軽症化に伴う予防の充実と食べることを含めた口腔機能の成長発育の視点
 - 成人：歯周病等の予防・重症化予防に加え機能回復の視点
 - 高齢者：根面う蝕や歯周病の予防・重症化予防に加え、機能回復の視点と、フレイルに対する食支援等の日常生活支援の視点

地域包括ケアシステムにおける 歯科医療機関等の役割

- ・国及び地方自治体は、各々の歯科医療機関の果たす役割や機能を明示し、地域保健活動や、訪問歯科診療を中心とした医科歯科連携を進める。
- ・地域ケア会議等において、歯科医療従事者が中心となり、歯科保健医療の必要性を伝えていく事が重要である。さらに、国や関係団体は、歯科医療機関とその他関係機関との調整を行う人材の養成を行うことが必要である。
- ・歯科診療所は、国民・患者からも様々な役割や機能が求められていることから、専門分野に応じた歯科診療所間の役割分担、複数の歯科診療所のグループ化、歯科診療所の規模の確保等を検討し、機能分化を図る。
- ・歯科保健医療を提供する病院は、設置状況や規模に応じて、歯科診療所では対応できない、より専門的な技術を要する患者の対応や歯科医療従事者に対する定期的な研修を実施すること等が本来果たすべき役割として求められている。

あるべき歯科医師像と かかりつけ歯科医の機能・役割

- ・歯科医師の基本的な資質・能力を確保するため、歯科大学は、入学定員の削減や厳正な入学者の選抜基準を運用するとともに、きめ細やかな教育を行うことで、国家試験合格率等の格差に象徴される現状が是正され、医育機関の質が高まることが期待される。
- ・歯科医師は年齢や勤務形態等に関わらず、生涯にわたり能動的に自己研鑽を積むことが必要である。
- ・歯科医療の信頼性を高め、国民・患者のリテラシー向上にも寄与することから、歯科医師は、歯科医療に関する正確かつ適切な情報の発信等により、国民・患者の歯科医療機関や治療等の選択に貢献することが求められる。
- ・かかりつけ歯科医に求められる3つの機能
 - Ⅰ 住民・患者ニーズへのきめ細やかな対応
 - ・口腔機能に着目した歯科医療の提供、医療安全体制等の情報提供 ほか
 - Ⅱ 切れ目ない提供体制の確保
 - ・訪問歯科診療提供体制の確保 ほか
 - Ⅲ 他職種との連携
 - ・医師等の医療関係職種等との連携体制の確保 ほか

具体的な医科歯科連携方策と 歯科疾患予防策

- ・各地域の医科歯科連携等の状況を評価するための方法や、連携を進めるために歯科診療情報等の活用方法を検討する。
- ・各分野での連携について、
 - 教育・研究分野では、医科大学及び歯科大学の双方における、歯学・医学に関する教育・講義の取り入れ
 - 診療所では、地域医師会と地域歯科医師会による互いの専門分野や診療内容等に関する情報共有
 - 病院では、医科歯科連携部門の窓口の設置等が考えられる。
- ・生涯を通じた歯科健診の充実、入院患者や要介護者に対する口腔機能管理の推進など歯科保健医療施策の充実を図る。
- ・「8020運動」等の先進的に行われている我が国の取組について、国及び関係団体は、諸外国に対して積極的に情報発信する等、国際展開を図る。

- ・「歯科保健医療ビジョン」を踏まえて、歯科医師の需給問題や歯科医療の専門性を、また、女性歯科医師の働き方等に関しても、更に議論を深めていくことが必要である。
- ・「歯科保健医療ビジョン」については、定期的に各提言内容の進捗管理に努め、その時の歯科保健医療のニーズや実状に合わせて見直す事を検討すべきである。

歯科口腔保健・歯科医療提供体制の推進

- 「**歯科口腔保健の推進に関する法律**」（平成23年公布・施行）に基づき、口腔の健康の保持・増進が、健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしていることから、ライフステージごとの特性を踏まえつつ、生涯を通じた切れ目のない歯科口腔保健施策を展開する。また、歯科口腔保健施策の展開にあたり、関連施策について関係部局との横断的な連携を図りながら遂行していくため、「**歯科口腔保健推進室**」が設置されている。（平成30年7月に省令室に昇格）
- 「**歯科保健医療ビジョン**」において提言された①地域包括ケアシステムにおける歯科医療機関等の役割、②あるべき歯科医師像とかかりつけ歯科医の機能・役割、③具体的な医科歯科連携方策と歯科疾患予防策、を踏まえた歯科医療提供体制が適切に確保されることが求められている。
- 「**経済財政運営と改革の基本方針2018**」では、国民に対する歯科口腔保健の充実や医科歯科連携の構築、かかりつけ歯科医の普及等が盛り込まれている。
- 「**経済政策の方向性に関する中間整理**」（平成30年11月26日 未来投資会議）において、「現在10歳刻みで行われてる歯科健診の機会の拡大、保健指導の充実とともに、歯科受診が必要な者の歯科医療機関へ受診を促すなどの方策を検討する」旨が記載。

歯科保健医療の充実・強化

① 8020運動・口腔保健推進事業	402,806千円（403,349千円）
<ul style="list-style-type: none"> ・8020運動推進特別事業：歯科口腔保健の推進に係る住民サービスを担う人材に対する研修等の実施 ・口腔保健支援センター設置推進事業：口腔保健支援センターの設置増加による、各地方公共団体の歯科保健事業の更なる充実 ・口腔保健の推進に資するために必要となる事業：障害者等の歯科医療提供困難者への歯科保健医療サービスの充実等 ・住民（国民）対話・地方公共団体との意見交換：住民（国民）の声を聞き、施策に反映・歯科保健医療に関する知識の普及啓発等 	
② 歯科健康診査推進等事業	207,818千円（207,819千円）
<ul style="list-style-type: none"> ・歯科健康診査推進事業：①効果的な健診方法 ②医療費との関連性 に係る内容の調査・検証等 ・検査方法等実証事業：口腔機能低下の予防に資するスクリーニング方法等の開発検証等 	
③ 歯科医療機関による歯科口腔機能管理等研修事業	34,203千円（56,880千円）
<ul style="list-style-type: none"> ・医科病院や介護保険施設等の従事者を対象とした歯科医療機関による口腔機能管理等の研修の実施 	
④ 口腔保健に関する予防強化推進モデル事業	65,835千円（新規）
<ul style="list-style-type: none"> ・自治体等において効果的・効率的で普及・定着させることができる一次予防施策等のコミュニティモデルの提案等（①う蝕対策②歯周病対策③口腔機能低下等の対策） 	
⑤ 歯科医療提供体制推進等事業	15,131千円（新規）
<ul style="list-style-type: none"> ・「歯科保健医療ビジョン」において提言された歯科保健医療提供体制を構築するため、自治体等における効果的な事業の収集・評価を行い、好事例を全国に展開 	

- 8020運動推進特別事業は、都道府県が地域の実情に応じた8020運動に係る政策的な事業を行うこと等を目的として平成12年度から実施し、口腔保健推進事業は、平成23年度に公布・施行された「歯科口腔保健の推進に関する法律」に基づき平成25年度から実施している。
- 平成27年度より両事業を統合することで、地域の特性を活かした柔軟な対応を促進し、歯科口腔保健の推進に関する施策の充実・強化を図る。
- また、歯科口腔保健推進室において部局横断的な施策にも取り組み、国、地方公共団体、住民（国民）それぞれと相互連携していく。

1. 8020運動推進特別事業 100,463千円(100,463千円)

8020運動及び歯科口腔保健の推進のため、歯の健康の保持等を目的として実施される歯科保健医療事業（口腔保健推進事業に掲げる事業を除く）に必要な財政支援を行う。

〔補助対象：都道府県
補助率：定額〕

- 1) 8020運動及び歯科口腔保健の推進に関する検討評価委員会の設置
- 2) 8020運動及び歯科口腔保健の推進に資するために必要となる事業
 - ア 歯科口腔保健の推進に携わる人材研修事業
 - イ 歯科口腔保健の推進に携わる人材の確保に関する事業
 - ウ その他、口腔保健推進事業に掲げる事業以外の事業

2. 口腔保健推進事業 301,017千円(301,054千円)

地域の実情に応じた総合的な歯科保健医療施策を進めるための体制確保、要介護高齢者等への対応やそれを担う人材の育成及び医科・歯科連携の取り組みに対する安全性や効果等の普及を図る。

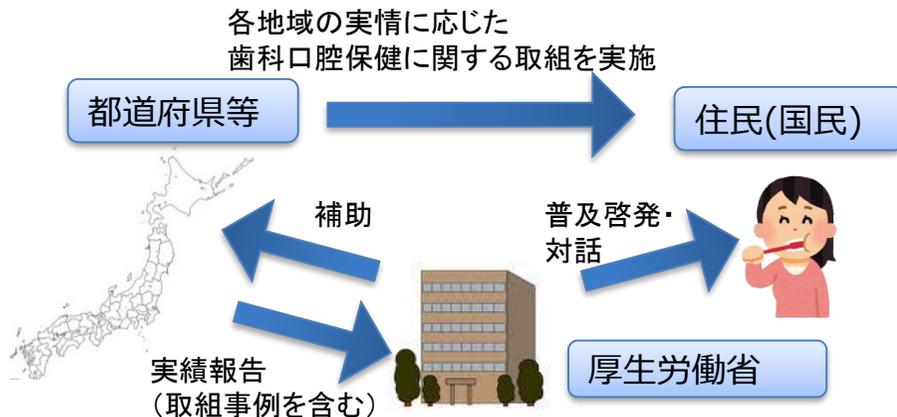
〔補助対象：都道府県、保健所を設置する市、特別区
補助率：1/2〕

- 1) 口腔保健支援センター設置推進事業
- 2) 口腔保健の推進に資するために必要となる事業
 - ① 歯科疾患予防・口腔機能維持向上事業
 - ①-1 歯科疾患予防事業
 - ①-2 食育推進等口腔機能維持向上事業
 - ② 歯科保健医療サービス提供困難者への歯科保健医療推進・技術者等養成事業
 - ②-1 歯科保健医療推進事業
 - ②-2 歯科医療技術者養成事業
 - ③ 調査研究事業
 - ③-1 歯科口腔保健調査研究事業
 - ③-2 多職種連携等調査研究事業



3. 歯科口腔保健支援事業 1,326千円(1,832千円)

歯科口腔保健推進室において、口腔と全身に関する知識の普及啓発や対話を通じて、国、地方公共団体、住民（国民）それぞれと相互に連携していく。

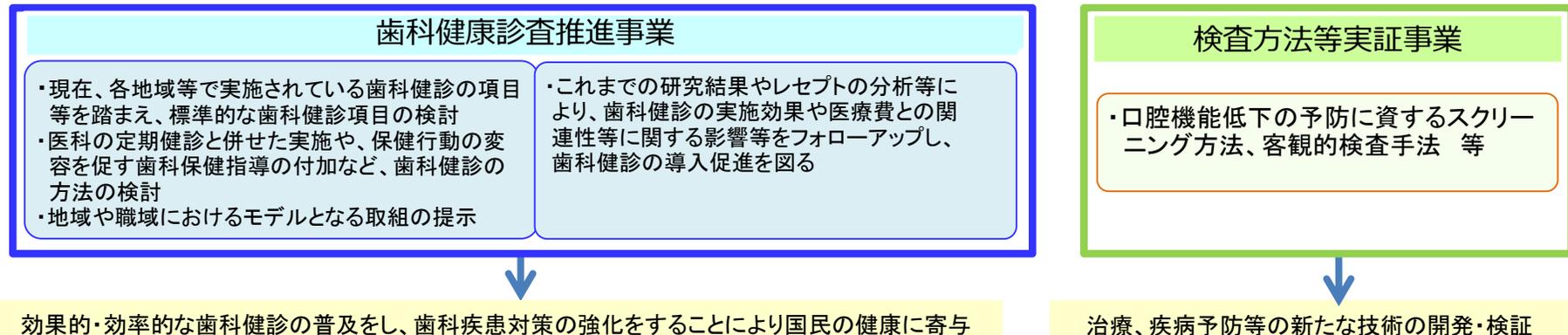


- 「歯科口腔保健の推進に関する法律」(平成23年公布・施行)に基づき、口腔の健康の保持・増進が、健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしていることから、ライフステージごとの特定を踏まえつつ、生涯を通じた切れ目のない歯科口腔保健施策を展開する必要がある。
- 「経済財政運営と改革の基本方針2018」において、国民に対する歯科口腔保健の充実や医科歯科連携の構築、かかりつけ歯科医の普及等が盛り込まれている。また、「経済政策の中間整理」(平成30年11月26日 未来投資会議)において、「現在10歳刻みで行われてる歯科健診の機会の拡大、保健指導の充実とともに、歯科受診が必要な者の歯科医療機関へ受診を促すなどの方策を検討する」旨が記載されている。
- 歯周病検診等の受診率が低く、歯科疾患実態調査では、歯周病のり患率の結果に改善が見られない等の指摘がある。

< 現行の歯科健診体制 >

	乳幼児	児童・生徒等	～74歳	75歳以上
歯科健診 (根拠等)	<p>乳幼児歯科健診 (母子保健法)</p> <p>市町村が実施。 対象は1歳6ヶ月、3歳</p> <p>義務</p>	<p>学校歯科健診 (学校保健安全法) 毎年実施</p> <p>学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校</p> <p>※保育所等の児童福祉施設は、児童福祉法に基づき、学校保健安全法に準じた健診を行う。</p> <p>義務(大学除く)</p>	<p>歯周疾患検診(健康増進法)</p> <p>市町村が実施(H28年度市町村実施率 64.5%)。対象は、40、50、60、70歳。</p> <p>労働安全衛生法に基づく定期健診(労働安全衛生法)</p> <p>※塩酸・硫酸・硝酸等を取り扱う労働者は義務</p> <p>その他の歯科健診</p> <p>※国保・被用者保険が行う特定健診は義務 (高齢者の医療の確保に関する法律、国民健康保険法)</p>	<p>後期高齢者医療の被保険者に係る歯科健診 (高齢者の医療の確保に関する法律)</p> <p>・後期高齢者医療制度事業費補助金の補助メニュー ・後期高齢者を対象とした歯科健診マニュアル(平成30年10月策定)を参考に実施</p>

< 事業概要 >



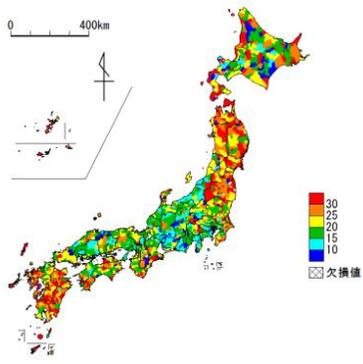
すべての国民の口腔の健康維持・向上の観点から、全ての国民の歯科疾患の原因をもとから絶ち、疾患が発生する前の状態に対してのアプローチ(一次予防)を特に強化・推進する。都道府県等による一次予防に特化した取組等の強化を通して、健康づくりに必要な環境整備を行い、個人の社会経済的要因や環境要因にかかわらず、それぞれが到達しうる最高基準の口腔の健康を享有することを支援する。

歯科疾患や歯の本数に見られる健康格差

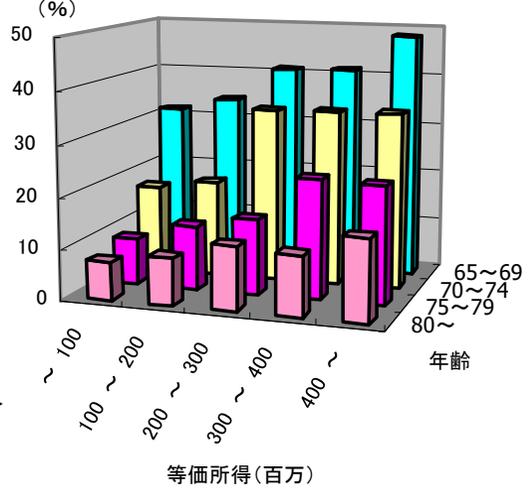
Evidence-based population approach

一次予防等強化推進モデル

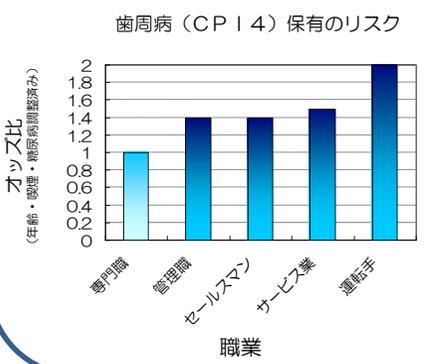
<①3歳児う蝕有病者率>



<②高齢者の歯の本数>



<③成人歯周病有病者率>



Reference:
①Aida J, Ando Y, Oosaka M, Niimi K, Morita M: *Community Dent Oral Epidemiol* 2008, 36(2):149-156.
②近藤ら 検証「健康格差社会」, 2007
③Morita I, Nakagaki H, Yoshii S, Tsuboi S, Hayashizaki J, Igo J, Mizuno K, Sheiham A. Gradients in periodontal status in Japanese employed males. *J Clin Periodontol*.34(11):952-6.2007.

それぞれのコミュニティで抱える歯科の課題について、エビデンスレベルの高いポピュレーションアプローチをモデル的に実施し、健康格差の縮小及び健康増進を目指す。

委託先: 外部業者(シンクタンク等を想定)
対象地区: 都道府県、市区町村、企業、大学 等

(モデルメニュー例)

う蝕対策コミュニティモデル	歯周病対策コミュニティモデル	口腔機能低下等対策コミュニティモデル
<ul style="list-style-type: none"> 大学・職場・コミュニティのフッ化物応用モデル シーラント普及啓発モデル 砂糖摂取減少モデル等 	<ul style="list-style-type: none"> 歯科からの禁煙推進モデル 歯間清掃グッズ使用促進モデル プロフェッショナルケア促進モデル 等 	<ul style="list-style-type: none"> 口腔機能の低下予防によるフレイルの対策モデル 入院患者等に対する口腔機能管理推進モデル 等

- 歯科保健医療の需要は人口動態や歯科疾患の変化等に左右されるが、今後は、口腔機能の維持・向上や回復、疾患等の予防、重症化予防に対する需要が増加することが予想されている。
- そのため、「歯科保健医療ビジョン」において、各地域における歯科医療機関の役割の明示・分担、他職種や他分野との連携体制の構築などを通じた歯科保健医療提供体制を推進することが提言されている。
- このため、各地域における歯科保健医療提供体制を構築するための ①歯科診療所機能の充実強化 ②病院等の後方支援機関の充実強化 ③介護保険施設における歯科保健医療の推進 ④地域包括支援センターにおける歯科保健医療推進 等について、効果的かつ具体的な取組を行う事業の収集・検証等を行い、その取組を全国的に紹介することで、地域における歯科医療提供体制の推進を図る。

②病院等後方支援機関充実・強化の取組

- (例) ・病院内外の歯科医療に係る調整業務を行う
歯科医師や歯科衛生士の配置 (病院)
・医科歯科連携部門の設置 (病院)

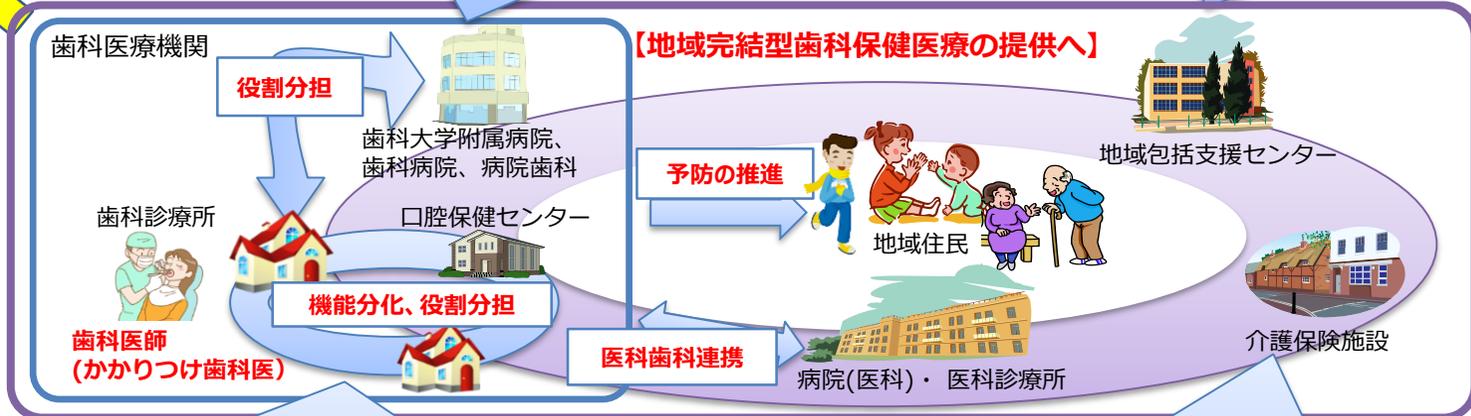
④地域包括支援センター歯科医療推進の取組

- (例) ・歯科医療の必要性等を伝える歯科技術職員の配置
・歯科医療従事者が他職種連携の場へ参画



<歯科医療提供体制推進会議>

- ・有識者等を入れた会議を設置
- ・収集した取組の効果等を検証し、好事例について全国的に紹介等



①歯科診療所機能充実・強化の取組

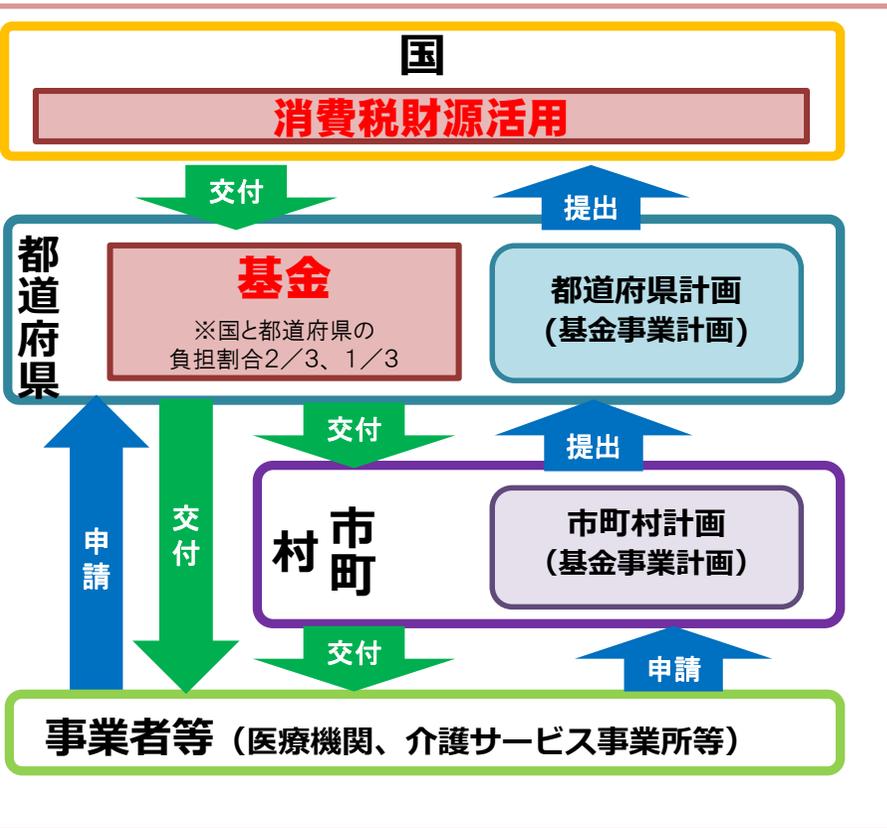
- (例) ・地域単位での歯科診療所の機能分担及びかかりつけ歯科医の普及・定着
・地域単位での歯科診療所の医療安全体制の情報発信
・地域単位での医科及び歯科診療所の専門分野や診療内容等の情報共有
・病院介護施設等との連携体制の構築

③介護保険施設歯科保健医療推進の取組

- (例) ・施設内外の歯科保健医療に係る調整業務を行う
職員の配置
・地域の歯科医療従事者等と連携した食支援等の導入

地域医療介護総合確保基金

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。
- このため、平成26年度から消費税増収分等を活用した財政支援制度（地域医療介護総合確保基金）を創設し、各都道府県に設置。各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。



都道府県計画及び市町村計画（基金事業計画）

- **基金に関する基本的事項**
 - ・公正かつ透明なプロセスの確保（関係者の意見を反映させる仕組みの整備）
 - ・事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
 - ・診療報酬・介護報酬等との役割分担
- **都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項**
 - 医療介護総合確保区域の設定※1 / 目標と計画期間（原則1年間） / 事業の内容、費用の額等 / 事業の評価方法※2
 - ※1 都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏域を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏域を念頭に設定。
 - ※2 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施。国は都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用
- 都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成

地域医療介護総合確保基金の対象事業

- 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- 2 居宅等における医療の提供に関する事業
- 3 介護施設等の整備に関する事業（地域密着型サービス等）
- 4 医療従事者の確保に関する事業
- 5 介護従事者の確保に関する事業

○地域医療介護総合確保基金における事業例（歯科関連事業のみ抜粋）

事業例	事業の概要
在宅歯科医療を実施するための設備整備	在宅歯科医療を実施する医療機関に対して在宅歯科医療の実施に必要な、訪問歯科診療車や在宅歯科医療機器、安心・安全な在宅歯科医療実施のための機器等の購入を支援する。
医科・歯科連携に資する人材養成のための研修の実施	医科・歯科連携を推進するため、がん患者、糖尿病患者等と歯科との関連に係る研修会を開催し、疾病予防・疾病の早期治療等に有用な医科・歯科の連携に関する研修会の実施にかかる支援を行う。
歯科衛生士・歯科技工士養成所の施設・設備整備	歯科衛生士、歯科技工士の教育内容の充実、質の高い医療を提供できる人材を育成するために必要な施設・設備の整備を行う。

「在宅歯科医療の提供体制等に関する検討会」について

(目的)

医療計画は、医療機能の分化・連携の推進を通じて、地域において切れ目のない医療の提供を実現し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図ることを目的としている。

本検討会は、医療計画における歯科保健医療に関する課題を含む在宅歯科医療の提供体制の評価のあり方等について具体的に検討する。

(検討課題)

- (1) 医療計画(在宅医療)のうち、歯科医療に関する事
- (2) 第7次医療計画の中間見直しにむけた在宅歯科医療に関する評価指標の検討に関する事
- (3) その他

(構成)

(○:座長、敬称略・五十音順)

氏名	所属	役職
岩佐 康行	医療法人原土井病院	歯科部長
奥田 章子	岐阜県健康福祉部 医療福祉連携推進課	在宅医療福祉推進監
小玉 剛	公益社団法人 日本歯科医師会	常務理事
長瀬 好和	公益社団法人 岐阜県歯科医師会	専務理事
○ 古屋 純一	東京医科歯科大学 大学院医歯学総合研究科 地域・福祉口腔機能管理学分野	教授
渡部 芳彦	東北福祉大学 総合マネジメント学部 産業福祉マネジメント学科	教授

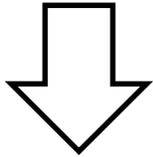
歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の評価のスケジュール（予定）

（部会）

（歯科専門委員会、WG）

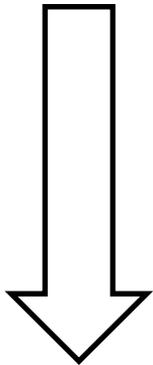
- 第42回 厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会
（平成29年12月）

〔・中間評価報告書骨子案〕



- 厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会

〔・中間評価報告書案の最終審議〕



- 厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会

〔・最終評価報告書案の審議〕

- ★第6回 歯科専門委員会（平成30年2月）

〔・中間評価報告書案の審議〕

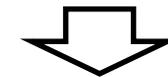


- ★歯科口腔保健の推進に関するWG

（平成30年度：今後のう蝕対策について）

〔今後の検討課題〕

- ・歯科保健対策と社会環境について
- ・今後の歯周病対策について
- ・今後の口腔機能対策について 等



- ★歯科専門委員会

〔・最終評価報告書案の審議〕

歯科口腔保健の推進に係るう蝕対策ワーキンググループについて

(目的)

昨今のう蝕の傾向として、乳幼児期はう蝕罹患率が減少傾向にあるものの、それでも罹患率としては高い現状や、都道府県間又は社会経済的要因による格差が生じている実態を鑑みると、今までの対策に加え、一次予防によるう蝕罹患の格差縮小につながる対策が必要である。さらに、高齢期以降のう蝕罹患率が増大していることを踏まえ、特に学齢期以降においても、切れ目なくう蝕対策を提供するため、本WGにおいて検討する。

(検討課題)

- う蝕罹患の実態の考え方について
- 効果的な予防対策について(エビデンスに基づく手法の整理、年代別等)
- 次期う蝕関連目標について
- う蝕の健康格差について

(構成)

(○:座長、敬称略・五十音順)

氏名	所属	役職
相田 潤	東北大学大学院歯学研究科国際歯科保健学分野 (宮城県保健福祉部)	准教授 (参与)
秋野 憲一	札幌市(札幌市保健福祉局保健所)	母子保健・歯科保健担当部長
小坂 健	東北大学大学院歯学研究科国際歯科保健学分野 (東北メディカルメガバンク機構口腔保健・疫学部門)	教授 (教授)
木本 茂成	神奈川歯科大学大学院歯学研究科 口腔統合医療学講座小児歯科学分野	教授
高野 直久	日本歯科医師会	常務理事
瀧口 俊一	宮崎県(宮崎県延岡保健所)	所長
武井 典子	日本歯科衛生士会	会長
柘植 紳平	日本学校歯科医会	副会長
眞木 吉信	東京歯科大学衛生学講座	教授
○ 三浦 宏子	国立保健医療科学院国際協力研究部	部長